

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月15日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第43号

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この規則において「一連の調達契約」とは、特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。	(定義) 第2条 略 2 略 3 この規則において「一連の調達契約」とは、特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。
(一般競争入札の公告) 第4条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における建設工事執行規則第6条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項を公告するものとする」とあるのは「少なくとも入札の施行の日前40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札であって、最初の契約に係る入札の公告において最初の契約以外の契約に係る入札の公告を少なくとも入札の施行の日前24日までに行う旨を定めたものについては、24日）までに次に掲げる事項を香川県報により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる」とする。	(一般競争入札の公告) 第4条 契約担当者が特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における建設工事執行規則第6条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項を公告するものとする」とあるのは「少なくとも入札の施行の日前40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日）までに次に掲げる事項を香川県報により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる」とする。
(一般競争入札について公告する事項) 第5条 略	(一般競争入札について公告する事項) 第5条 契約担当者は、前条の規定により読み替えられた建設工事執行規則第6条第1項の規定による公告（以下「一般競争入札の公告」という。）をするときは、同項各号に掲げる事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告しなければならない。 (1) 略
(1) 略 <u>(2) 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</u>	

(3)～(6) 略
2 略

(入札説明書の交付)
第8条 略

- (1) 第5条第1項の規定により公告するものとされている事項（同項第3号に掲げる事項を除く。）
- (2)・(3) 略
- (4) 建設工事執行規則第15条第2項に規定する電子入札システムを使用する方法により入札をさせる場合には、当該電子入札システムの使用に関する事項
- (5) 略

(2)～(5) 略
2 略

(入札説明書の交付)

第8条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとするときは、当該一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により公告するものとされている事項（同項第2号に掲げる事項を除く。）
- (2)・(3) 略
- (4) 略

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月16日から施行する。
- 2 改正後の特定調達契約に関する香川県建設工事執行規則の特例に関する規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。